

I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

I - 1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部
内閣府地方創生推進事務局
総務省自治行政局

【要望の内容】

首都圏への一極集中を是正し、地方創生を実現するため、国の責任において地方への移住促進対策や産業再配置など、構造的改革の推進や支援充実を図ること。

《地方創生推進交付金の活用》

- (1) 若者の県内定着や移住・定住の促進など、当県の実情に応じた地方創生のための取組を推進するため、地方創生推進交付金を継続するとともに、予算を十分に確保すること。

また、交付金の趣旨に沿った事業については、対象分野や対象経費の制約、申請事業数の制限や交付金の上限額等について撤廃、緩和するとともに、事業繰越を柔軟に認めること。特に、年度当初から交付金を活用した事業に着手できるよう、配慮すること。

《若者の地方定着の促進》

- (2) 若者の地方定着を促進するため、地方が独自に行う奨学金の返還助成などの取組に対する財政支援措置を講ずること。

《移住相談拠点の設置》

- (3) 都市圏から地方への人口の還流を全国規模で一層促進するため、関西圏における積極的な情報発信を行うための移住相談拠点を設置すること。

《地方への産業再配置》

- (4) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講ずること。

- ① 企業立地に当たり、地方が独自に行う補助制度に対する財政的支援制度の創設や、起債対象として、償還金に対する地方財政措置を講ずること。

また、支援制度等の創設に際しては、地理的及び気候的条件にハンディキャップのある地域に制度の効果が波及しやすいよう、支援内容について特段の配慮を行うこと。

- ② 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講ずるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方創生推進交付金等の地方創生の取組を深化させるための交付金について、少なくとも総合戦略の5年間を見据えて継続的に施策展開を図ることが必要です。

地方創生推進交付金については、平成29年度分の新規分や変更分は年度当初から活用できず、対応に苦慮しました。

さらに、申請事業数や交付金額の上限設定のほか、移住やインターンシップを促進するための旅行代金の給付事業が対象外であるなどの制約があることから、地方の実情に応じて十分活用できるようにする必要があります。

- (2) 平成27年10月に策定した「あきた未来総合戦略」では、「若者の県内定着の促進対策」として、県内外の人材を県内に定着させるため、特定分野だけでなく、県内企業に就職する新卒者等に奨学金の返還額の一部を助成することにしてしています。しかしながら、本県の調査を始め各種調査では、大学等へ進学後の経済的な不安や卒業・就職後の奨学金返還等に伴う負担など多数の意見が寄せられています。

こうした不安を取り除き、国や地方を支える人づくりを着実に進めるため、進学を希望する者が高等教育を受けられ、また、地方に人材が還流するよう、奨学金返還助成制度など地方独自の取組に対する財政支援措置が必要です。

- (3) 全国の自治体が活用可能な移住相談拠点は、現在のところ首都圏における民間の「ふるさと回帰支援センター」と総務省が設置している「移住・交流情報ガーデン」の2つに限られています。関西圏ではふるさと回帰支援センターが拠点を設けていますが、主に西日本の府県の情報を取り扱うにとどまり、東日本の各自治体は、西日本での情報発信や移住者の掘り起こしなど、継続的・安定的な取組への機会を得られないでいます。全国規模での人口の還流を促進するため、首都圏に次ぐ人口の集積地である関西圏においても、移住相談拠点が必要です。

- (4) 長年にわたり形成されてきた首都圏への一極集中という強固な社会構造を地方のみで打破することは、極めて困難であり、国の責任において解決すべき国家的課題です。

当県では、「産業振興による仕事づくり」として、航空機産業など成長分野への新たな事業展開のほか、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいます。国においても地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

【参考資料】

1 「あきた未来総合戦略」に基づく当県独自の取組

(1) 奨学金返還助成制度の創設

平成29年4月1日以降に県内に就職する者（公務員等を除く。）に対し、奨学金返還額の一部を助成。

- ・対象：新卒者及びAターン者
- ・補助：①大卒は3年間、短大卒及び高校卒等は2年間、奨学金返還額の2/3を助成
②県が指定する特定業種（※）の企業へ就職する大卒等には、上記の期間で奨学金返還額の10/10を助成

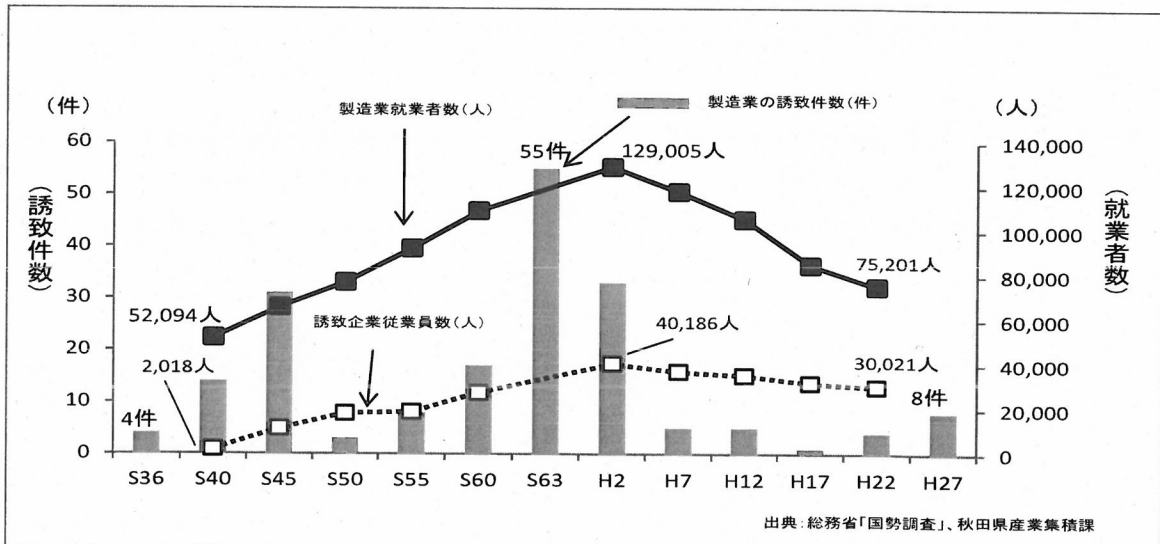
※県が指定する特定業種

- ・今後の成長が見込まれる航空機、自動車、新エネルギー関連、医療福祉関連、情報関連の5つの産業分野。

(2) 多子世帯向けの奨学金制度の創設

- ・対象：平成28年4月以降に大学、短大へ進学する者のうち、子ども3人以上の多子世帯に属する者
- ・金額：月5万円（無利子、借入期間の3倍の期間で返還）
- ・人数：年100人

2 製造業の誘致件数と就業者数



(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、移住・定住促進課
産業労働部産業集積課)

I - 2 地方大学への支援の充実・強化について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部
内閣府地方創生推進事務局
総務省自治財政局
文部科学省大臣官房、高等教育局

【要望の内容】

- (1) 地域の人材への投資を通じて、地域の生産性の向上を目指す「地方大学・地域産業創生交付金（仮称）」の創設に当たっては、産業の振興や専門人材の育成の取組が全国的に展開できるようにするなど、きめ細かな制度設計を行うこと。
- (2) 地方大学が、地域の特色を生かしながら、地域活力の向上に貢献できるよう、地方の国立大学に対する運営費交付金、公立大学に関する地方交付税算定に係る経費（単位費用）及び私立大学等経常費補助金を増額すること。
- (3) 地域のニーズに対応した高等教育の環境を整備するため、地方大学の定員増を伴う学部の新増設や学科再編等に対し、設置基準の弾力的運用を認めるなど、地方大学に優位性を持たせる措置を講ずること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、若者の県外流出や高齢化、産業構造の再構築、農林業の振興など多様な課題を抱えている現状にありますが、創設する新たな交付金制度は、これらの課題を解決し、地域が自律的・持続的な発展を続けていく上で、極めて有効な手法であるものと認識しています。
この制度を通して、東京一極集中の是正を目指し、地方創生に資する地方大学の改革につなげるためには、大学各々の特色ある教育資源を最大限活用しつつ、多くの大学で地域のニーズに沿った強みが存分に発揮できるよう、地方に目配りの利いた制度設計を行う必要があります。
- (2) 当県においては、古くからの鉱山開発の歴史を生かし、秋田大学が「国際資源学部」を設置するなど組織再編を行ったほか、県内の高等教育機関が連携しながら、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COCプラス事業）」を実施し、若者の地元定着を促進するなど、地域貢献活動

にも取り組んでいます。地域の抱える諸課題が多様化・複雑化する中、県内大学が地域との関わりを強化しながら、専門知識を生かして課題の解決を図るなど、今後ますます地方大学が果たすべき役割が注目されるとともに、地域の期待が高まりつつあります。

しかしながら、比較的規模の小さい地方大学の財政運営は、硬直化が進むなど厳しい状況にあり、こうした取組の充実を図るためには、地方大学の運営基盤を一層強化する必要があります。

- (3) 県が設置した秋田県立大学では、平成30年度から学科を再編することとし、県内企業が求める人材の育成に結び付く教育内容の充実を図ろうとしています。

学科再編を含め、教育内容の充実に向けた地方大学の動きは、国公立・私立の如何を問わず、地域を担う人材の地元定着など「人の流れ」を変える極めて重要な取組の一つであり、今後、こうした意欲的な取組を加速させていくためには、専任教員の確保を始めとした大学の設置認可に係る基準を緩和するなど、地方に優位性を与えるような措置を講ずる必要があります。

【参考資料】

1 国立大学法人運営費交付金の推移

(単位:百万円、%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
国予算全体予算額	1,181,333	1,169,520	1,158,515	1,152,750	1,136,612	1,079,186	1,112,268	1,094,546	1,094,546	1,097,058
対前年度増減額	—	△ 11,813	△ 11,005	△ 5,765	△ 16,139	△ 57,426	33,082	△ 17,722	0	2,512
対前年度伸率	—	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.4	△ 5.1	3.1	△ 1.6	0.0	0.2
対H20増減額										△ 84,275
対H20伸率										△ 7.1
うち秋田大学	9,956	9,759	10,091	10,107	9,716	9,069	9,744	9,599	9,624	※ 9,387
対前年度増減額	—	△ 197	332	16	△ 391	△ 647	675	△ 145	25	△ 237
対前年度伸率	—	△ 2.0	3.4	0.2	△ 3.9	△ 6.7	7.4	△ 1.5	0.3	△ 2.5
対H20増減額										△ 569
対H20伸率										△ 5.7

※秋田大学のH20～28は決算額、H29は予定額。

出典：文部科学省資料及び秋田大学からの聴取により作成

2 公立大学に関する地方交付税算定に係る単位費用の推移

【秋田県立大学】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
県運営費交付金(千円) a	4,116,880	3,955,984	3,837,304	3,739,134	3,802,198	3,815,324	3,880,469	3,675,246	3,596,023	3,565,544
学生数(人) b	1,758	1,834	1,886	1,865	1,837	1,825	1,814	1,819	1,819	1,806
補正係数(理科学系学部) c	6.98	7.44	7.44	7.54	7.57	8.01	7.99	8.05	7.99	7.77
交付税単位費用(千円) d	245	227	248	243	242	224	220	214	212	212
基準財政需要額(千円) e=b×c×d	3,006,395	3,097,415	3,479,936	3,417,066	3,365,252	3,274,432	3,188,680	3,133,602	3,081,208	2,974,996
差引(千円) a-e	1,110,485	858,569	357,368	322,068	436,946	540,892	691,789	541,644	514,815	590,548

※H25のa欄は、減額補正後の金額。

【国際教養大学】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
県運営費交付金(千円) a	1,064,659	1,081,171	1,098,008	1,103,132	1,080,028	1,081,716	1,078,510	1,059,017	1,055,224	1,068,381
学生数(人) b	654	713	786	851	876	909	922	946	929	905
補正係数(人文科学系学部 (H24まで文科系学部)) c	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	2.03	2.05	2.07	2.08	2.08
交付税単位費用(千円) d	245	227	248	243	242	224	220	214	212	212
基準財政需要額(千円) e=b×c×d	160,230	161,851	194,928	206,793	211,992	413,280	415,800	419,012	409,584	398,984
差引(千円) a-e	904,429	919,320	903,080	896,339	868,036	668,436	662,710	640,005	645,640	669,397

※H23～26a欄には、東アジア調査研究センター運営費交付金を含む。

※H25のa欄は、本体及び東アジアともに減額補正後の金額。

出典：総務省資料より作成

3 私立大学等経常費補助金の推移

(単位:億円、%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
私立大学等経常費補助金	3,248.7	3,217.8	3,221.8	3,209.2	3,187.5	3,175.2	3,184.0	3,152.5	3,152.5	3,152.5
対前年度伸率	△1.0	△1.0	0.1	△0.4	△0.7	△0.4	0.3	△1.0	0	0
補助割合 (補助金額/大学の 経常的経費)	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1	9.9	-	-
対H20伸率										△3.0

出典：文部科学省資料及び日本私立学校振興・共済事業団資料より作成

(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課高等教育支援室)

I - 3 地方の財政基盤の充実・強化について

内閣官房
総務省自治財政局
財務省大臣官房、主計局

【要望の内容】

地方財政に関して、基金残高の増加を踏まえた地方財政計画への反映や地方交付税におけるトップランナー方式の対象業務の拡充が議論されているが、行財政運営のなお一層の効率化に向けた自治体の意欲の減退や行政サービスの低下につながりかねず、さらには地方創生の着実な推進にも支障を来しかねないものである。

このため、平成30年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方の実情に配慮するとともに、地方における恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営が可能となるよう、一般財源総額を確保し、地方の財政基盤の充実・強化を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体が取り組む地方創生や人口減少対策などの様々な行政サービスの着実な推進を図るためには、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充のほか、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方財源確保を早急に実現する必要があります。
- (2) 政府の経済財政諮問会議で、地方の基金残高総額の増加を踏まえた地方財政計画への反映等について言及がなされましたが、当県では、事務事業の見直しや人件費の抑制などの行財政改革に取り組みながら、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態に備えるために必要な財源として基金を積み立てています。
当県を始めとする財政力の弱い地方では、不測の事態により生ずる財源不足に対して、歳出の削減や基金の取り崩しにより収支均衡を図るほかなく、基金残高に応じて地方交付税が減額されることになった場合、行財政運営への深刻な影響が懸念されます。
- (3) また、地方交付税の算定において、先進的な取組を行っている自治体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とするトップランナー方式が推進されていますが、自治体の更なる改革意欲・効率化努力を損なうことのないよう、地方の行財政改革により生み出された財源は地方に還元し、成果をあげた自治体にインセンティブを与える一方、地理的要因等によりスケールメリットが発揮し難い自治体には配慮することが必要です。

(県担当課室名 総務部財政課、企画振興部総合政策課)